

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

令和3年7月29日制定

令和4年6月28日改正

令和4年9月28日改正

令和4年11月8日改正

令和5年3月6日改正

令和5年4月1日改正

1 目的

宮崎県（以下「県」という。）では、ふるさと納税制度により、県へ寄附いただいた県外在住の寄附者に対し、商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、県内の農林水産業、製造業や観光業等の支援につなげるとともに、県の魅力発信、県内製品のPR及び販路拡大、観光客の誘致等を行い、関係人口の創出・拡大を図ることとしています。このため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

- （1）返礼品は、寄附者が寄附金額に応じてふるさと納税ポータルサイトから、希望する返礼品を自由に選択できる形となっています。提案いただく製品を返礼品として採用した場合は、ふるさと納税ポータルサイト等を通じて紹介します。
- （2）県は、返礼品の取扱業務全般を指定する委託事業者（以下「委託事業者」という。）に委託しています。返礼品提供事業者は、自社製品が返礼品として採用された後、委託事業者と返礼品の供給等に係る調整を行っていただく必要があります。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件を全て満たしている必要があります。ただし、要件を満たしていても、県が返礼品提供事業者として適当でないと判断する場合があります。

- （1）県内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがあり、県内で生産又は役務の提供（販売・体験を含む。以下同じ。）を行っている法人その他団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。
- （2）県税に未納のないこと。
- （3）各種法令等を遵守した生産又は役務の提供を行っていること。
- （4）代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び宮崎県暴力団排除条例に規定する暴力団の構成員等でないこと。

4 返礼品の要件

別紙「宮崎県ふるさと納税返礼品選定基準」を満たしている物品又は役務であること。

5 返礼品提供事業者として採用することの効果

全国的なふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品及び事業者のPRにつながります。

6 募集期間

年度内に複数の募集期間を設けて、定期的に募集を行います。

※詳細は県ホームページの「募集期間」を確認してください。

7 参加申請・決定方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、以下の提出先へ郵送で提出してください。

なお、事業者の規模や登記の状況等により提出が困難な書類がある場合は、御相談ください。

- (1) 宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者参加申請書（様式1）
- (2) 宮崎県ふるさと納税返礼品提案書（様式2）
- (3) 宮崎県ふるさと納税における返礼品提供に関する誓約書（様式3）
- (4) 事業者の履歴事項全部証明書
- (5) 事業者の直近の決算における次の資料（任意様式）
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
- (6) 県税に未納がないことの証明書
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- (8) 事業者概要が分かる資料（任意様式、パンフレット等でも可）

※いただいた申請・提案については、県で審査を行った上で、その結果を通知します。

必ず採用されるものではありませんので、あらかじめ御了承ください。

※審査を行うに当たり、現地調査を実施します。また、現地調査の際に、他の取引先との卸売価格を記録しているもの（台帳等）により、実際の卸売価格を確認させていただきます。

※御提出いただく決算資料については、中小企業診断士に財務診断を依頼します。財務診断の状況によっては、財務資料の追加提出を行っていただくとともに、中小企業診断士から直接ヒアリングを行うことがあります。

※申請にかかる費用の一切は、申請者の負担とします。

※返礼品提供事業者として採用された事業者が、その採用期間中（８）に記載する延長の期間中を含む。）に、追加で返礼品の提案を行う場合は、（２）に掲げる書類を除く他の関係書類の提出を省略することができます。ただし、卸売価格確認のための現地調査は実施します。

<提出先>

〒 8 8 0 - 8 5 0 1

宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号

宮崎県国際・経済交流課

8 返礼品提供事業者の採用期間

返礼品提供事業者の採用通知日から 3 年間とします。ただし、期間終了の 1 月前までに、県に対して宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者更新申請書（様式 7）及び 7 の（5）に掲げる決算資料を提出し、県が審査（現地での調査を含む。）を行った上で適当と判断された場合は、採用期間を 3 年間延長し、その後も同様の取扱いとします。

なお、採用期間が満了する日において、取り扱う返礼品がない事業者については、採用期間の延長は行いません。

また、採用期間の満了を待たずに、採用の終了を希望する事業者は、宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者終了届（様式 8 の 2）を提出してください。

9 返礼品の内容変更等

返礼品提供事業者は、返礼品採用決定後に、当該返礼品について提案書に記載した内容に変更が生じる場合は、変更が生じる日の 1 月前までに、委託事業者へ報告するとともに、県へ宮崎県ふるさと納税返礼品内容変更届（様式 9）を提出してください。

宮崎県ふるさと納税返礼品選定基準

(1) 物品の基準

下記①から⑩までの要件又は⑪の要件を満たす物品であること。

- ① 総務大臣が定める基準を満たすもの
- ② 当該物品が本県の魅力発信に寄与するものであることや、本県の地域振興に資することが認められるものであること。
- ③ 公序良俗に反しないものであること。
- ④ 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
- ⑤ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）その他の法令に抵触するものではないこと。
- ⑥ 業として生産している、又はされたものであって、個人の趣味又は特技により私的に作成した物品ではないこと。
- ⑦ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）。
- ⑧ 食料品・飲料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後一定期間の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りでない。
- ⑨ 次のいずれかであること。ただし、複数の事業者において生産された製品を組み合わせた物品についてはこの限りでない。
 - ア 農産物にあっては、自らが生産した、又は生産者から直接仕入れた物品であること。
 - イ 農産物以外にあっては、自ら又は委託により生産した物品であること。
- ⑩ 自ら又は委託により生産した物品以外の場合は、本県のふるさと納税の返礼品として宮崎県ふるさと納税返礼品提案書（様式 2）に記載する内容で取り扱うことにつき生産者の同意を得ていること。
- ⑪ その他県が特例として認めたもの

(2) 役務の基準

下記①から⑩までの要件又は⑪の要件を満たす役務の提供であること。

- ① 総務大臣が定める基準を満たすもの
- ② 本県の様々な地域の魅力を示し、本県のイメージ向上に資するものであること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策が実施されている役務であること。具体的には、各業界や業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされ、かつ、その旨の表示が利用者に理解できるようになされていること。
- ④ 役務の提供に当たっては、当該役務に係る「利用券」を発行し寄附者へ送付すること。利用券には記名又は通し番号を付記する等、転売の防止措置を施すこと。
- ⑤ 公序良俗に反しないものであること。
- ⑥ 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものでないこと（専ら一般的な観光目的のものを除く。）。
- ⑦ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）その他の法令に抵触するものではないこと。
- ⑧ 業として提供している役務であって、個人の趣味又は特技により私的に提供する役務ではないこと。
- ⑨ 役務の提供に当たり、応募者以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に、本県のふるさと納税の返礼品として提供することについてあらかじめ同意を得ていること。
- ⑩ その他県が特例として認めたもの

(様式1)

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者参加申請書

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地：

事業者名：

代表者（職名）

（氏名）

印

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、添付書類を添えて参加を申請します。

なお、申請に当たっては、募集要項の内容を理解した上で、返礼品提供事業者の要件及び返礼品の選定基準を満たしていること、並びに本参加申請関係書類に記載した内容が事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- (1) 宮崎県ふるさと納税返礼品提案書（様式2）
- (2) 宮崎県ふるさと納税における返礼品提供に関する誓約書（様式3）
- (3) 履歴事項全部証明書
- (4) 直近の決算における次の資料
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
- (5) 県税に未納がないことの証明書
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- (7) 事業者概要に関する資料

消費期限を記入してください。また、提案する返礼品が「ハンバーグとステーキセット」などの組み合わせ型の返礼品である場合は、それぞれの製品ごとに賞味期限又は消費期限を記入してください。

3 返礼品の価格設定

(1) 今回申請する返礼品の価格

	総額	円 (税込)	
1	うち	(製品価格)	円
		(梱包等諸経費)	円
		(消費税)	円

(2) ふるさと納税以外での卸売価格 (加工品の場合のみ記入ください。)

1	円 ~ 円 (税込)
---	------------

※ここに記載する卸売価格については、現地調査の際に卸売台帳等で確認させていただきます。

4 返礼品の提供体制 (該当する方に☑を入れ、必要に応じて期間を御記入ください。)

1	●提供可能時期	<input type="checkbox"/> 周年で提供可能
		<input type="checkbox"/> 提供期間が限定されている (季節性商品等)
		提供期間 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
	●提供数量	<input type="checkbox"/> 無制限で提供可能
		<input type="checkbox"/> 個/月
		<input type="checkbox"/> 個/ (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
	●発送対応期間	返礼品の発注を受けてから、○○ (日・週・月) で発送
	●発送の方法	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
	●お届け後の保管の方法	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍

5 返礼品の管理

返礼品に関する御社の管理の取組を記載してください。また、製造委託を行っている場合は、委託先の情報を記載してください。

製品検査	(※製品検査を実施する際の検査項目を記入してください)	
管理の 取組	生産・製造工程の 管理方法	
	生産・製造場所 (写真貼付)	
	在庫の管理方法	
	在庫保管場所 (写真貼付)	
	梱包・発送工程の 管理方法	
	梱包作業場所 (写真貼付)	

6 返礼品の店頭、通信販売等による提供実績

[1] 例：店頭にて年間 5,000 個販売、自社サイトによる通信販売年間 10,000 個販売。

7 他自治体でのふるさと納税返礼品としての提供実績

[1] 例：〇〇市のふるさと納税返礼品として提供。寄附額 10,000 円。

8 返礼品の説明及び本県との関わり

返礼品として提案する物品又は役務の説明を記載してください。

[1]

- 9 県の魅力発信に寄与すること、又は本県の地域振興に資することが認められる理由
物品若しくは役務が本県の魅力発信に寄与すること、又は本県の地域振興に資することが認められる理由を記載してください。

[1]

- 10 新型コロナウイルス感染症対策の取組（役務の場合のみ記入）
サービス等の提供時に実施する新型コロナウイルス感染症対策の内容を、具体的に説明してください。

[1] 例：一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請、来館前の検温実施、・店舗入口や手洗い場所に、手指消毒用液（消毒用アルコール等）を用意、座席の間隔確保 等

- 11 その他（特記事項等）
特記すべきことがある場合は、こちらに記載してください。

(様式3)

宮崎県ふるさと納税における返礼品提供に関する誓約書

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地：

事業者名：

代表者（職名）

（氏名）

印

自らが宮崎県ふるさと納税の返礼品提供事業者として採用されている期間中は、返礼品提供事業者として下記の事項を遵守することを誓約します。

また、下記の事項に違反した場合は、返礼品の取扱いを停止されても異存ありません。

記

- (1) 返礼品提案書に記載した返礼品の内容に変更が生じる場合は、変更が生じる日の1月前までに委託事業者へ報告し、指示に従うとともに、返礼品内容変更届により、県へ報告を行うこと。
- (2) 返礼品提案書に基づき委託事業者と調整の上決定した提供数量については、確実に提供するとともに、厳格な在庫管理を行うこと。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、寄附を受けた返礼品を供給することができない場合は、自らの責任において、代替品を提案し、県と協議の上対応すること。
- (4) 発送した返礼品に関するクレーム等が生じた場合は、自らの責任において原因の究明を行うとともに、それが自らの責めによる場合は、自らの負担により、クレーム等のあった返礼品の引戻し及び返礼品の再送を行うこと。
- (5) 発送した返礼品に関するクレーム等への対応において、返礼品提供事業者から直接寄附者へ説明を行う必要があると県が判断した場合は、自ら寄附者へ説明を行うこと。
- (6) 自ら生産したもの以外の場合は、本県のふるさと納税の返礼品とすること等について生産者の同意を得ていること。

(様式4)

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地：

事業者名：

代表者：(職名)

(氏名)

印

暴力団排除に関する誓約書

私は、宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項に基づく参加申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

代表者及び役員は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。
また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(様式5)

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者採用（不採用）通知書

令和 年 月 日

様

宮 崎 県 知 事

令和 年 月 付けで提出された申請書類の内容を審査した結果、(会社名等)を宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者として採用(不採用)としましたので、通知します。

番号 採用期間（採用の場合）

令和 年 月 日（通知日） ～ 令和 年 月 日（3年間）

番号 採用する返礼品（採用の場合）

別表のとおり

番号 不採用の理由（事業者として不採用又は一部の返礼品のみ不採用の場合）



(文書取扱 国際・経済交流課)

(様式6)

宮崎県ふるさと納税返礼品採用（不採用）通知書

令和 年 月 日

様

宮崎県知事

あなたが提出した返礼品提案書の内容を審査した結果、宮崎県ふるさと納税返礼品として採用（一部採用・不採用）としましたので、通知します。

番号 採用期間（採用の場合）

令和 年 月 日（通知日） ～ 令和 年 月 日（事業者の採用期間最終日）

番号 採用する返礼品（採用の場合）

別表のとおり

番号 不採用の理由（提案のあった返礼品の全部又は一部の返礼品のみ不採用の場合）



（文書取扱 国際・経済交流課）

(様式7)

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者更新申請書

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地：

事業者名：

代表者（職名）

（氏名）

印

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項に基づき、次のとおり添付書類を添えて採用期間の更新を申請します。

添付書類

更新を希望する返礼品の一覧表

直近の決算における次の資料

- ・貸借対照表
- ・損益計算書

(様式8)

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者採用更新（終了）通知書

令和 年 月 日

様

宮 崎 県 知 事

令和 年 月 付けで提出された申請書類の内容を審査した結果、(会社名)の宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者としての採用期間を更新(終了)することとしましたので、通知します。

番号 更新期間(更新の場合)

令和 年 月 日(前採用期間最終日の翌日) ~ 令和 年 月 日(3年間)

番号 更新する返礼品(更新の場合)

別表のとおり

番号 終了の理由(事業者として終了又は一部の返礼品を終了する場合)

[]

(文書取扱 国際・経済交流課)

(様式8の2)

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者終了届

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

所 在 地 :

事業者名 :

代表者 (職名)

(氏名)

担当者 (職名)

(氏名)

(連絡先電話番号)

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項に基づき、返礼品提供事業者の採用終了を希望するので届け出ます。

1 終了を希望する期日

2 終了を希望する理由

3 取扱返礼品

(様式9)

宮崎県ふるさと納税返礼品内容変更届

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地：

事業者名：

代表者（職名）

（氏名）

担当者（職名）

（氏名）

（連絡先電話番号）

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項に基づき、返礼品の内容変更を届け出ます。

1 返礼品の名称

2 変更の内容

3 変更を希望する期日